

新潟大学新型コロナ対策緊急支援金実施要領

令和2年5月22日

国立大学法人新潟大学理事（教育・学生支援担当）裁定

一部改正 令和2年7月20日

一部改正 令和2年12月28日

一部改正 令和3年3月25日

一部改正 令和3年7月15日

1 目的等

このたびの新型コロナウイルスの影響により、緊急に学資が必要となった学生を支援するため、一時金として「新潟大学新型コロナ対策緊急支援金」を該当する学生に貸与します。

2 対象者

本学に在学する学部学生、大学院学生又は養護教諭特別別科生（科目等履修生及び研究生等の非正規学生を除く。以下「学生」という。）で、新型コロナウイルスの影響により家計が急変した者

3 貸与金額

一時金として月額3万円を無利子で貸与します。（最大で3か月分、9万円貸与）

4 申請方法

貸与を希望する学生は、以下の申請書類等を郵送（レターパック）又は窓口持参により提出して下さい。（①及び②は必ず提出するもの、③は該当する場合のみ提出するもの）

①貸与申請書【様式1】

※審査の簡略化を図るため、申請時に各種証明書等の提出は不要としますが、後日、必要に応じて提出を求める場合があります。

②振込口座届及び通帳等の写し

③親権者又は未成年後見人による同意書【様式2】

※申請者が申請時点において未成年である場合は、提出して下さい。

提出先

新潟大学新型コロナ対策緊急学生サポート窓口（学務部学生支援課内）

住所 〒950-2181 新潟市西区五十嵐2の町8050番地

5 申請受付期間

令和2年5月25日（月）～令和4年3月31日（木）

なお、特に支援が必要な学生に対しては、申請受付期間に関わらず、個別に対応を行うことがあります。

6 被貸与者の決定

提出された申請書類等を元に審査を行い、被貸与者を決定します。

なお、申請内容に虚偽があった場合、又は貸与申請書に記載した返還計画どおりに返

還されない場合は、貸与を取り消し、速やかに貸与金の返還を求めることがあります。
被貸与者には、貸与金を指定された振込口座に一括して振り込みます。

7 貸与金の返還

貸与金は、貸与申請書に記載した返還計画に基づき、在学期間内に返還を完了して下さい。

返還回数は最大で9回、また、返還額は1回当たり1万円以上とし、万円単位として下さい。(1万5千円などは不可)

返還計画に記載した返還完了日前に退学する場合は、退学日前日までに返還を完了して下さい。

ただし、あらかじめ指定した本学の事業、業務に協力した場合等は、貸与金の一部若しくは全額の返還を免除することがあります。

※貸与金の返還免除に関する詳細は、貸与決定後に別途、お知らせします。

本件担当

新潟大学新型コロナ対策緊急学生サポート窓口
(学務部学生支援課内)

〒950-2181

新潟市西区五十嵐2の町8050番地

電話 025-262-6084

E-mail peersupport@ge.niigata-u.ac.jp